

尼崎市におけるアスベスト健診の一次健診受診状況 1月31日現在

	受診者					要精検者				
	合計	職業 (A)	居住 (B)	(A)(B) 両方	その他	合計	職業 (A)	居住 (B)	(A)(B) 両方	その他
8月分計(8/19から)	202	57	82	23	40	72	30	19	11	12
9月分計	227	42	115	30	40	66	20	26	9	11
10月分計	121	23	53	15	30	37	10	14	5	8
11月分計	77	16	43	10	8	23	4	11	7	1
12月2日	5	3	2	0	0	2	1	1	0	0
6日	7	2	3	0	2	4	2	0	0	2
9日	5	0	3	1	1	1	0	1	0	0
13日	5	1	2	0	2	2	1	1	0	0
16日	6	2	4	0	0	2	1	1	0	0
18日	15	1	9	3	2	2	0	0	0	2
20日	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
27日	6	1	4	0	1	2	1	1	0	0
1月6日	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0
10日	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
13日	5	1	3	1	0	3	1	1	1	0
15日	8	2	5	0	1	6	2	4	0	0
17日	3	0	1	1	1					
20日	3	1	2	0	0					
24日	4	2	1	1	0					
27日	1	0	0	1	0					
31日	3	3	0	0	0					
合計	707	158	334	87	128	223	73	80	34	36
構成比 (%)	100%	22.3%	47.2%	12.3%	18.1%	100.0%	32.8%	35.9%	15.2%	16.1%

1 内訳欄の「職業」「居住」の区別は、受診者本人の申し出によるもの。

2 要精密検査者数(1月15日までの受診者)

受診者数 693人 要精密検査者数 223人(要精密検査率 32%)

3 精密検査結果

要精密検査者のうち、

1月31日現在で、医療機関から回答があった者 164人  
うち、76人が異常なし、86人が経過観察、2人が要医療

上記86人の経過観察者中、アスベスト関連疾患の方が51人で、  
職業性曝露が疑われる者 14人、環境性曝露が疑われる者 20人  
職業、環境性曝露両方が疑われる者 8人、その他 9人  
これらの方の職業歴、居住歴等については調査予定。

尚、2人の要医療者については、共に職業性曝露によるもの。

## 尼崎市におけるアスベスト健診の1次健診結果

1月31日現在

	受診者	要精検者	胸膜肥厚	胸水 <sup>2</sup>	プラーク	その他	著変なし
職業	158	73	35	7	12	30	13
居住	334	80	38	2	14	50	6
両方	87	34	19	1	13	18	3
その他 <sup>1</sup>	128	36	19	1	9	19	2
合計	707	223	111	11	48	117	24

注) 上記の結果は、尼崎市が実施した胸部X線写真による1次健診の結果であり、精密検査の結果を反映したものではなく、要精密検査の結果については、今後、尼崎市において精査する予定。

要精検者は複数の病変があるケースがあるので合計とは合致しません。

著変なしはレントゲンフィルムの所見上異常がなくても、職業歴がありしかも咳や胸痛などの症状がある場合は、精密検査のため医療機関を紹介しています。

<sup>1</sup>その他には、次のような内容が含まれています。

ア 何となく不安

イ 自宅に石綿が使われている可能性がある

<sup>2</sup>胸水には、胸水の他、肋骨横隔膜角鈍化や胸膜癒着なども含みます。

## 要精査基準について

胸部 X 線写真の所見または問診によりアスベスト関連疾患に罹患している疑いのある場合に要精密検査とする。

### 1、胸部 X 線写真の所見

読影ガイドラインに準拠する。

### 2、問診による所見

職業上の高濃度曝露の疑いがあり、2週間以上咳が続く、息切れがある、胸痛があるのいずれか一つでもある場合は、X 線所見上異常なしであっても要精査とする。

## 読影ガイドライン

(「石綿に係る健康診断」の胸部 X 線検査における「要精査」の判定基準)

尼崎市における「石綿に係る健康診断」の胸部 X 線検査では、複数の判定医の間で一定の判断が下しやすいように、一定の要精査の判定基準を設けることとする。

問診時の情報を十分考慮のうえ、原則的に以下のいずれか一つ以上の所見を認めたとき、「要精査」として専門医療機関に紹介することとする。少しでも疑わしいものはできるだけ精査のため専門医療機関に紹介する方向で考える。所見はあるが病的ではない場合には 6 か月後フォローと判断する場合もある。6 か月未満の場合は「要精査」として専門医療機関に紹介することとする。

### I 胸水貯留について

原則的に少量以上の胸水貯留は全例「要精査」とする。

### II 胸膜肥厚について

片側性の胸膜肥厚は明らかな結核病変などをともなわなければ「要精査」とする。

両側性の肺尖部の胸膜肥厚については生理的なものについては「精査不要」とする。

いずれも過去の胸部 X 線写真と比較して変化がなければ「精査不要」とする。

### III 胸膜プラークについて

胸膜プラークは石綿曝露に特異的であるため、全例「要精査」とする。過去の胸部 X 線写真と比較して変化がなければ「精査不要」とする。

### IV 下肺野の間質影について

問診で石綿曝露の可能性があれば石綿肺である可能性が高いため、「要精査」とする。石綿曝露の可能性がなければ他疾患である可能性が高いため、間質影の程度により判断する。

### V 石灰化について

胸膜プラークの石灰化のほか、中皮腫の中には石灰化を認めるものもあるため、原則的に「要精査」とするが、過去の胸部 X 線写真と比較して変化がなければ「精査不要」とする。肋軟骨移行部や大動脈弓等、原因が明らかな石灰化については「精査不要」とする。

### VI 肺野の腫瘤状陰影について

中皮腫、肺がん、肺結核などと鑑別が必要であり、原則的に「要精査」とする。過去の胸部 X 線写真と比較して変化がなければ「精査不要」とする。乳頭等、原因が明らかな陰影については「精査不要」とする。